

(有)TM.Planning
民家体感学習泊新型コロナウイルス受入停止に関する規定
(全地区共通)
(2022年度第一版)

《重要》

- ・国もしくは沖縄県より緊急事態宣言が発令された場合はその期間中、会社全体としての受入を停止するものとする。その際、取消料はかからないが、周辺ホテルへの振替は確約ができない為、行わない。
- ・国もしくは各県にて独自の緊急事態宣言が発令された場合はその期間中、該当地からの会社全体としての受入を停止するものとする。その際、取消料はかからないが、周辺ホテルへの振替は確約ができない為、行わない。
- ・沖縄県内の各自治体より受入中止、自粛要請を受け、受入が困難な場合、会社全体としての受入を停止するものとする。その際、取消料はかからないが、周辺ホテルへの振替は確約ができない為、行わない。
- ・旅行開始前2週間をきった段階で、旅行参加希望者のコロナウイルス感染が確認された場合、当事者及び濃厚接触者の受入は、当該の保健所の指示に従って頂くものとする。それ以外の方は、この規定の範疇ではないものとする。その上で、旅行そのものの延期の場合、取消料はかからないが、取消の場合は弊社所定の取消料を収受するものとする。
- ・上記の4つの場合で受入を停止した際は、弊社規約の取消料はいただかないが、「Go To トラベル」などの取消料対応費用などの特別処置を放棄するものではありません。

・全体取消料は下記の表となります。(2022年度まで)

| 期限 | キャンセル料 |
|-------------|--------|
| 30日前17:00以降 | 20% |
| 14日前17:00以降 | 50% |
| 3日前17:00以降 | 70% |
| 前日17:00以降 | 100% |